

表 海外への外貨送金に関する規制

対象項目	対象者	新たな限度額
資産の海外への送金に関する初回申請	スリランカに住む外国人居住者	最大50,000ドル相当額
資産の海外への送金に関する2回目以降の申請	スリランカに住む外国人居住者	最大20,000ドル相当額
現在または累積された所得の海外への送金	スリランカに住む外国人居住者	限度額撤廃
海外への送金	スリランカ国内外に居住し、他国の一時滞在ビザを取得しているスリランカ人	最大20,000ドル相当額
海外への送金	スリランカを離れようとする、他国の一時滞在ビザを取得しているスリランカ人	最大10,000ドル相当額
スリランカ国外居住者から取得した外貨建て融資を財源とする、海外投資口座を通じた海外への投資	外国人を含む、スリランカ国内に住む投資家	停止撤廃
投資先国の規制要件を満たすことを目的とする、海外投資口座を通じた海外への追加投資	外国人を含む、スリランカ国内に住む投資家	停止撤廃
既存の法人化・登記された子会社または支店に対する、運転資金を目的とする、海外投資口座を通じた海外への追加投資	外国人を含む、スリランカ国内に住む投資家	最大30,000ドル相当額
駐在員事務所などの維持を目的とする、海外投資口座を通じた海外への送金	外国人を含む、スリランカ国内に住む投資家	最大30,000ドル相当額
スリランカ国外企業の普通株式に対する、海外での中核事業の拡大を目的とした、海外投資口座を通じた海外への投資	外国人を含む、スリランカ国内に住む投資家	コロンボ証券取引所上場企業は200,000ドル相当額、コロンボ証券取引所非上場企業は100,000ドル相当額
海外事務所の設立に関する、海外投資口座を通じた海外への投資	外国人を含む、スリランカ国内に住む投資家	最大100,000ドル相当額
資本取引に関する事業用外貨口座を通じた海外送金	外国人を含む、スリランカ国内に住む投資家	海外での中核事業を拡大する目的であれば、最大100,000ドル相当額
資本取引に関する個人用外貨口座を通じた海外送金	外国人を含む、スリランカ国内に住む投資家	最大20,000ドル相当額
従業員持株制度の下での投資を目的とする、海外送金	外資系企業を含む、海外企業の子会社または支店であるスリランカ法人	停止撤廃

(出所) スリランカ中央銀行、スリランカ政府を基にジェトロ作成